

提案する諸条例等の制定要旨

議案第73号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

この条例制定は、地方公務員法の一部改正により、公務員の定年が65歳まで引き上げられることに対応するため、関係条例において所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行の日（令和5年4月1日）外と定めています。

議案第74号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、特別職の期末手当の支給割合について、本年度人事院勧告の内容を給与制度に反映させる一般職の改正内容と同様の改定を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第75号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、本年度人事院勧告に準拠し、所要の改正を行うものです。主な内容は、行政職、医師職及び看護職の各給料表及び勤勉手当の支給割合の改定を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第76号 南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）により、国政選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額が一部引き上げられたことを踏まえ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額を一部引き上げるため所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第77号 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、本年度人事院勧告に準拠し、給料表及び期末手当の支給割合の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第78号 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、本年度人事院勧告に準拠した正規職員の勤勉手当の引き上げにより、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第79号 南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

この条例制定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、同法に基づいて個人情報保護制度を運用していくため、必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第80号 南あわじ市個人情報保護審査会条例制定について

この条例制定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正されることに伴い、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市長の附属機関として設置する「南あわじ市個人情報保護審査会」について、必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第81号 南あわじ市防災会議条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、災害発生時に人命救助又は財産保護等、応急対策の支援で協力いただく自衛隊の隊員を防災会議委員に任命するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年1月1日と定めています。

議案第82号 南あわじ市教育振興基本計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するに当たり、有識者等からの幅広い意見を反映させるために設置された南あわじ市教育振興基本計画策定委員会の庶務担当部署を変更するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第 8 3 号 南あわじ市学ぶ楽しさ支援センター条例制定について

この条例制定は、学ぶ楽しさ日本一をめざす本市の教育の充実及び振興を図るとともに、地域活動の発展に資することを目的として、南あわじ市学ぶ楽しさ支援センターを設置するため、必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 5 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 8 4 号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、学ぶ楽しさ支援センター整備に関連し、三原志知公民館の移転改修に伴い、公民館の位置及び使用料を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 5 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 8 5 号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 1 3 0 号）が令和 4 年 9 月 1 5 日に公布されたことに伴い、特例対象被保険者等に係る届出書類等について、雇用保険受給資格通知を用いる取扱いも可能となるため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からとし、改正後の第 2 3 条の 3 第 2 項の規定は、令和 4 年 1 0 月 1 日から適用すると定めています。

議案第 8 6 号 南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、各公園の位置付けを明確にし、適切な維持管理を行うため、神道ふれあい公園を追加することに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第 8 7 号 南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市斎苑「桜花の郷」の運営開始に伴い、新火葬場の位置づけを明確にし、適切な維持管理を行うため所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から定めています。

議案第 8 8 号 南あわじ市鳴門岬駐車場「うずまちテラス」条例制定について

この条例制定は、南淡路駐車場施設に新設するバス停留所及び休憩棟並びに広場等の開場時間等を規定するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日からと定めています。